私立学校園における教育活動の再開及び大阪府版　「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」の取り扱いに関するQ＆A

大阪府教育庁私学課

令和２年5月28日時点

**１．6月1日から１４日までの「段階的な教育活動の再開」について**

　※令和２年５月２２日付教私第１５３５号「私立学校園における教育活動の再開等について（通知）」関係

|  |
| --- |
| 府立学校において、１教室あたりの人数を２０人程度とあるが、その考え方は？ |

〇　府立学校では、通常は、１教室に４０人の児童生徒が入り教育活動を実施していますが、段階的に教育活動を再開するにあたり、教室内での身体的距離を「できるだけ２ｍ程度（最低１ｍ）」確保する目安として、１教室あたり２０人程度としています。

〇　教室の大きさ、身体的距離の確保状況など、学校の実情を踏まえて設定してください。

|  |
| --- |
| 府立学校において、６月１日の週は３時間程度、6月８日の週は３~４時間程度の授業を実施するとしているが、私立学校においても、これらの時間を守らなければならないか。 |

〇　府立学校の学校再開にあたっては、感染症対策の専門家の意見を踏まえた方策を講じることとしており、6月1日から1４日までの段階的な教育活動の再開においては、専門家からは感染リスクを低減するため、人数を制限しながら段階的に登校日や学校滞在時間を増やしていくべきとの意見がありました。

〇　府立学校では、通常は、１教室に４０人の児童生徒が入り教育活動を実施していますが、段階的に教育活動を再開していく期間中は、身体的距離を確保する観点から、１教室の人数を２０人程度の短縮授業を行うこととし、学年や学級ごとに登校する時間や曜日等を決めることとしています。

これを実施するため、施設や教職員が準備、対応できる枠組みとして、「3時間程度」「３～4時間程度」としたところです。

〇　私立学校については、それぞれの学校施設や教員の対応など学校の実情にあわせて、分散の要否や授業時間などを設定いただくことになります。検討いただくにあたり、府立学校の対応、考え方を参考にしてください。

**２．大阪府版　「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」について**

|  |
| --- |
| 文部科学省が提示する行動基準にかかる「地域の感染レベル」は？（市町村立学校園版マニュアル　第１章、第3章関係） |

〇　いずれの地域に該当するかについては、自治体の衛生主管部局と相談の上、国の「緊急事態宣言」の状況、府の「要請」を踏まえて市町村教育委員会が判断することとなります。

〇　令和２年５月２８日現在、大阪府教育委員会では、大阪府域が「レベル２」に該当すると判断し、府立学校の対応方針を示しています。今後、感染拡大などが見られない場合は、6月15日以降「レベル１」と判断を切り替え、十分な感染対策を行った上で、通常どおりの学校活動を実施する前提で、令和２年５月２２日付教私第１５３５号「私立学校園における教育活動の再開等について（通知）」を発出しています。

〇　新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。これまで同様、状況の変化や提供できる情報が入り次第お知らせします。

|  |
| --- |
| 部活動について、府立学校版では、6月15日からの活動再開（第２章３）とされているが、市町村版（第３章２）では特に再開時期が明示されていない。どのように取り扱えばよいか。 |

〇　5月31日までの臨時休業期間要請中は、部活動は行わないでください。

〇　臨時休業要請が解除となる6月１日以降は、各学校設置者において、ご判断ください。ただし、6月１日から１４日までの期間は、大阪府域が「レベル２」に該当すると判断していますので、リスクの低い活動から徐々に実施し、教員等が活動状況の活動を徹底するとの行動基準（市町村版第１章参照）に沿った対応をお願いします。

〇　なお、6月1日以降部活動を再開される場合にも、府立学校版マニュアル及び市町村版マニュアルの部活動の項目及び添付の「各教科での対策例」や「学校再開後における実技指導を伴う体育の授業に関する留意事項」などを参考に、感染症予防対策を講じていただくことや、分散登校を実施する学校では短い時間での活動にとどめるなど分散登校の趣旨を逸脱しない限定的な活動とするなどの配慮をお願いします。